

## 広島市水道局現場施工体制等把握実施要領

(平成17年10月1日制定・令和8年4月1日最終改定)

## 1 趣旨

工事の品質確保、安全確保並びに建設産業の健全な発展のためには、適切な施工体制の下で工事が実施されることが必要である。このためには監督業務において、監理技術者の専任等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保を図ることが必要であり、その具体的な取扱について定めるものとする。

## 2 施工体制の把握に関する法令等

施工体制の把握に関する主な法令等は次のとおりである。

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 建設業法
- 建設業法施行規則
- 建設工事請負契約書（広島市水道局建設工事請負契約約款、仕様書等）
- 労働者災害補償保険法施行規則

## 3 施工体制の把握に関する項目と対応方針

- (1) 施工体制の把握に関する項目と対応方針は別紙のとおりとする。
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定により、国土交通大臣または都道府県知事に通知しなければならない違反に該当する恐れがあるときは、技術管理課及び財務課へ速やかに協議するものとする。

## 4 施工体制の把握

- (1) 施工体制の把握対象は、請負代金額400万円以上の工事とし、把握実施者は、係長級以上の者とする。ただし、監督員が係長級以上の場合、把握実施者を兼ねてよい。

なお、請負代金額400万円未満の工事についても、「工事現場における施工体制の把握表」に記録するなど施工体制の把握に努めること。

- (2) 監督員は、係長級以上の者に施工体制等の把握の実施について依頼すること。
- (3) 把握実施者は、「現場施工体制把握チェックポイント」を参考に施工体制の把握を実施し、その結果を「工事現場における施工体制の把握表」に記録すること。なお、監督員は施工体制の把握に同行するとともに、把握実施者から把握結果を引き継ぐこと。
- (4) (3)において、以下のいずれかの要件に該当する場合は、「一括下請負に関する点検要領」に基づき更なる把握を実施すること。

ア 工事の全部または主たる部分を一括して第三者に請け負わせている疑いがある

イ 元請負人が施工管理に実質的に関与していない疑いがある

ウ 施工上の技術的判断・現場指示を下請が主体的に行っている疑いがある

エ 発注者との協議・打合せを下請業者が実質的に担っている疑いがある

オ その他、技術者の専任に疑義がある場合等、点検の必要性が認められる

- (5) 監督員は、工事検査時に検査員に「工事現場における施工体制の把握表」を提示すること。

## 5 その他

監督員は、検査完了後「工事現場における施工体制の把握表」を工事関係書類と共に保管すること。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 「施工体制の把握に関する項目と対応方針」

目的	項目	内容及び把握方法	時期等	対応方法
現場代理人の把握	所属会社の把握	公的機関が発行した書類(住民税特別徴収税額通知書等)の写しの提出を求め、雇用関係を把握する。	現場代理人・主任(監理)技術者届受理時	<p>&lt;ステップ1&gt; 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人不在の説明を求める。</p> <p>不備等が重なった場合(2回目)、文書による是正通知を行い、回答を求める。(以下、各項目について同じ。)</p> <p>&lt;ステップ2&gt; 技術管理課、財務課へ協議</p>
	常駐の把握	現場代理人が他の工事の現場代理人及び主任技術者となっていないことを、工事経歴書、コリンズ及び財務会計システム等により把握する。	現場代理人・主任(監理)技術者届受理時	
		当該現場内に監督員が立ち入り、現場代理人の常駐を把握する。	施工中 概ね1回/月	
主任技術者の把握	配置の把握	所属会社の雇用関係を把握するとともに、コリンズ及び財務会計システム等により、他の工事への配置状況、専任状況等を把握する。	現場代理人・主任(監理)技術者届受理時	<p>&lt;ステップ1&gt; 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて主任技術者、受注者に説明を求める。</p> <p>&lt;ステップ2&gt; 技術管理課、財務課へ協議</p>
		打合わせ時等に主任技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているか。	工事施工中 打合わせ時	
主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の専任の把握	監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させ、写真により本人であるか。	現場代理人・主任(監理)技術者届受理時	<p>&lt;ステップ1&gt; 疑義がある場合は監理技術者、受注者に説明を求めるとともに、雇用関係を証明する書類の提出を求める。</p> <p>&lt;ステップ2&gt; 監理技術者資格者証発行部局に問い合わせる。</p> <p>&lt;ステップ3&gt; 技術管理課、財務課へ協議</p>
		監理技術者資格者証の内容(氏名、所属建設業者、工種、期限、裏書き等)を把握する。		
	同一性の把握	配置予定技術者、通知された主任(監理)技術者、監理技術者補佐及び監理技術者資格者証に記載されている技術者名が同一であるか。	現場代理人・主任(監理)技術者届、監理技術者補佐設置・変更・解除届受理時	
	専任の把握	配置予定技術者、通知された主任(監理)技術者、監理技術者補佐が現場で専任できるかどうかをコリンズ及び財務会計システムにより、把握する。	現場代理人・主任(監理)技術者届、監理技術者補佐設置・変更・解除届受理時	<p>&lt;ステップ1&gt; 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて、本人不在の理由を聴く。</p> <p>&lt;ステップ2&gt; 技術管理課、財務課へ協議</p>
当該現場内に監督員が立ち入り、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者※の連絡体制が確保されている等、専任体制が確保されているか。		施工中 概ね1回/月		
打合わせ時等に主任(監理)技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているか。		工事施工中 打合わせ時		

目的	項目	内容及び把握方法	時期等	対応方法
適切な施工体制の確保	施工体制台帳の把握	建設業法に基づき作成されている施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一なものが提出されているか。	当初及び体制の変更時	<p>&lt;ステップ1&gt;            施工体制台帳の不備を発見した場合は是正を求める。また、必要な場合は現場での把握頻度を増やす。</p> <p>&lt;ステップ2&gt;            技術管理課、財務課へ協議</p> <p>※下請契約を締結する場合は主任技術者または監理技術者、専門技術者の配置、施工体制台帳の作成、施工体系図の掲示が必要であり、下請契約の予定額の把握、工事施工途中での下請金額の変更等の把握に努め、適切に指導のこと。</p>
		施工体制台帳にすべての下請契約書(写)が添付され、かつ下請契約金額が記入されているか。	施工中 当初及び体制の変更時	
	施工体制の把握	建設業法に基づき作成された施工体系図が、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。	施工中 当初及び体制の変更時	
		下請業者通知書に記載のない業者が作業していないか。 (例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで把握。)	施工中 当初及び体制の変更時	
		下請業者通知書から一括下請の恐れがある場合は、元請負人がその下請工事に実質的に関与しているか。 (「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日付国土建第275号)	施工中 当初及び体制の変更時	<p>&lt;ステップ1&gt;            元請の関与状況把握のため、重点的に施工体制台帳等を点検するとともに、元請、下請の役割分担、施工体制の変更等について聞き取り、各業者の規模等を調査。</p> <p>&lt;ステップ2&gt;            ステップ1で一括下請負が疑われる場合は、「一括下請負に関する点検要領」に基づき更なる点検</p> <p>&lt;ステップ3&gt;            技術管理課、財務課へ協議</p>
	コリンズの登録の把握 (登録内容確認システムによる把握)	コリンズへ適正に、かつ期限内に登録されているかを登録内容確認書で把握する。(受注時、変更契約時、内容変更時、完成時)	10日以内	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
	建設業許可を有する標識の把握	建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されているか。	工事施工中	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
	建退共制度に関する掲示の把握	建退共制度に関する標識が現場の見やすい場所に掲示されているか。	工事施工中	<ステップ2> 技術管理課、財務課へ協議
	労災保険に関する掲示の把握	労災保険関係の成立票が現場の見やすい場所に掲示されているか。	工事施工中	

※担当技術者の専任は、特記仕様書「担当技術者について」に定める要件を満たし、担当技術者届により通知し、コリンズへ登録を行った者の専任状況を把握するものであり、建設業法に基づき専任を義務付けるものではない。